

東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業 Q&A

Q1 補助金対象経費に消費税は含まれるのか。

A1 補助金の対象経費は消費税込となります。

Q2 補助金の対象経費には、どのようなものが含まれるのか。

A2 貸切バスの借上げ費用、有料道路利用料及び駐車場料金の移動に係る経費となります。

申請書に添付する見積書には、当該料金の明細（バス1台当たりの金額、有料道路利用料の利用区間毎の料金（ICの名称も必ず記載願います））を記載してください。

Q3 申請者名は校長以外でもよいのか。

A3 校長名での申請が必要です。なお、対象となる団体は福島県内の小学校・中学校・義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程のみ）です。

Q4 補助金交付申請書（様式第1号）の代表者名、責任者氏名、担当者氏名はどのように記載すべきか。

A4 代表者名は校長名、責任者氏名は当該学習の責任者名を記載願います。なお、代表者名と一緒にかまいません、担当者氏名は本学習の担当先生の氏名を記載願います。ただし、責任者氏名と担当者氏名は、必ず別の方の氏名を記載してください。

Q5 小規模学校のため、ジャンボタクシー利用を想定しているが、このタクシーも補助の対象となるか。

A5 一般貸切旅客自動車事業許可を受けている事業所の自動車の場合は、補助対象です。

Q6 申請書類等の提出は、Eメールやファックスでもよいか。

A6 申請書等は校長印を省略できますので、Eメールやファックスによる申請が可能ですが、ファックスによる申請は、文字等が不鮮明になってしまうため、できるだけEメールによる申請をお願いいたします。

なお、各申請書類は、ホームページからダウンロードしたエクセルデータにより、また、バス料金の見積書の写し及び行程表はPDFデータ（またはエクセルデータやワードデータ）により、できるだけEメールで東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事務局へお送りください。

ただし、補助金の支払いを委任する場合は校長印の押印が必要ですので、必ず原本を送付してください。

また、補助金交付申請書（様式第1号（第4条第1項関係）の添付資料として「貸切旅客乗合自動車等利用証明書」は見積書の代替とは認められないため、必ず見積書を添付してください。

Q7 補助金交付要綱の第3条第5項の「震災等関連学習の実施毎」は、どのように判断するのか。

A7 様式第1号（第4条第1項関係）の「2 学年または団体種別」で判断しています。

また、同じ年度内に一度申請した学校が、東日本大震災・原子力災害に関する学習を実施し、かつ伝承館を行程に入れていれば、別の学年でも改めて申請できます。

Q8 他補助事業との併用は可能か。

A8 福島県で実施している他補助事業以外の補助事業との併用は可能です。

補助金交付申請書に他補助事業の交付決定通知書の写しを添付して提出してください。

また、実績報告の際に実績報告書又は補助金等の額の確定通知書又は補助実績額を証する書類の写しが必要となります。

Q9 複数校合同での実施を予定しているが、申請は可能か。

A9 可能です。申請前に事務局へお問合せください。

Q10 本校と分校があり、分校側で申請を考えている。本校では令和3年度に本助成制度の利用があるが、分校では初めての実施となる。申請書（様式第1号）の「11 本助成制度の申請実績」は「無」となるか。

A10 分校として初めてであれば「無」となります。

A11 利用実績のある3校が、新たな校名で統合された。この新設校として申請する場合、申請書（様式第1号）の「11 本助成制度の申請実績」は「無」となるか。

Q11 新設校として初めてであれば「無」となります。

A12 利用実績のない学校Aが、利用実績のある学校Bに統合され、学校名がBとなった場合、申請書（様式第1号）の「11 本助成制度の申請実績」は「無」となるか。

Q12 学校Bは利用実績があるため、「有」となります。

ただし、利用実績のあるB校が利用実績のないA校に統合された場合は、「無」となります。

A13 継続校と新規校の判断はどういう視点ですか。

Q13 新規校とは、令和4年度までに「東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）補助金」の交付を受けたことのない学校及び部活動等となります。

A14 昨年度、初めて申請したが中止となり、実際にバス補助金は受けていない。

この場合、今年度の申請は「新規校」でよいか。

Q14 「新規校」となります。

Q15 第5条の軽微な変更の具体例について尋ねたい。

A15 第5条の(2)の場合

補助対象経費：524,000円 の場合

→ △104,800円までの変更は軽微な変更（補助対象経費：419,200円）

→ 変更承認申請（様式第3号）の提出は不要です。

第5条の(3)の場合

ア 「補助対象経費の20%以内の減額又は補助金の額の変更を伴わない増額」である旅行行程の

変更

イ 「補助対象経費の20%以内の減額又は補助金の額の変更を伴わない増額」である旅行人数の変更

上記の2点に該当する場合は、軽微な変更 → 変更承認申請（様式第3号）の提出は不要です。

Q16 1泊2日の修学旅行で伝承館を利用するが、その場合、補助金交付申請所（様式第1号）の「8 実施予定年月日」はどのように記載したらよいか。

A16 「8 実施予定年月日」には、旅行日の初日の日付を記載してください。

また、補助金実績報告書（様式第5号）の「9 実施年月日」の日付も同様に記載してください。

Q17 実績報告の添付書類について、請求書・領収の代わりに明細書でもよいか。

A17 請求書又は領収書の写しは必ず添付してください。なお、請求書からバス代金の内訳が不明な場合、請求書または領収書に対応する明細書（内訳書、精算書）の写しを併せて提出してください。

Q18 消費税相当額報告書（様式第6号）の提出は不要か。

A18 消費税相当額報告書（様式第6号）は、実績報告書（様式第5号）の提出と同時に提出してください。

Q19 定時制19歳の生徒は補助の対象になるか。

A19 定時制は4年間、全日制は3年間の高等課程教育を行うため、高校課程の生徒まで対象とした本事業要綱では補助の対象となります。

Q20 伝承館以外の場所を観光する場合、どこまで補助の対象となるのか。

A20 要綱上「学校行事の一環として東日本大震災及び原子力災害に関する学習を実施しかつ、伝承館を行程に取り入れた」学校への補助のため、伝承館以外の場所も回られる場合には開催要項等で事業趣旨がわかるような資料を添付してください。

Q21 様式第7号の振込口座の「学校の代表者以外の口座」とは、具体的にどういう口座を指すのか。

A21 「学校の代表者以外の口座」とは、学年、部活動、PTA名義の口座や責任者や担当者が管理している修学旅行のための積み立て口座なども該当します。

もしくは、旅行業者またはバス会社等の団体名義の口座を指します。

なお、個別な判断を要する場合がありますので、お問い合わせ願います。

Q22 様式第7号の振込口座を「ネット銀行の口座」に指定することは可能か。

その場合、通帳の写しを提出できないが、どうすればよいか。

A22 様式第7号の振込口座を「ネット銀行の口座」に指定することは可能です。

ネット銀行はWeb上での取引のため通帳がありません。

ついては、「振込口座指定書（様式任意）」を作成し、代表者印の押印があれば、通帳の写しの代替として認めることとしています。